

宮城県公報

行 宮 城 県
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○道路の供用開始	(道路課)	一
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(都市計画課)	一
○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)	(同)	一
○落札者の決定	(教育庁教育企画室)	二
○選挙管理委員会		二
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		二
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		三
○政治団体の届出		三
○政治団体の届出事項の異動届		四
○政治団体の解散届		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)		五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和元年分)		五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分)		五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)		五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)		五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和五年分)		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和六年分)		七
○資金管理団体の届出		八
○資金管理団体の届出事項の異動届		八

ページ

○資金管理団体の指定取消等の届出
公安委員会
○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

告 示

八 八

○宮城県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年三月十二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	伊具郡丸森町耕野字沼八五番一地从先から同郡同町耕野字沼九三番二地先まで	令和六年三月二十一日

○宮城県告示第四百四十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和六年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取市飯野坂東部土地区画整理組合

二 事務所の所在地

名取市増田二丁目二番二十号

三 設立認可の年月日

令和三年三月十日

四 変更認可の年月日

令和六年三月五日

○宮城県告示第四百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

岩沼市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

令和六年宮城県告示第十六号の事業地に、大字三色吉字四本木及び字水神の一部を加える。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 県立高等学校教育用タブレット端末機器再設定等業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年一月三十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 テクノ・マインド株式会社 仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号

五 落札金額 三千七百六十万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年十二月二十六日

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十一号

令和六年三月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、一三三

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三三八、三二六

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八三、〇四九	岩沼選挙区	一一、〇七八
宮城野選挙区	五三、〇六五	登米選挙区	二一、一三二
若林選挙区	三九、〇六六	栗原選挙区	一八、〇六九
太白選挙区	六五、八三五	東松島選挙区	一〇、九〇九
泉選挙区	五九、三九一	大崎選挙区	三五、三〇〇
石巻・牡鹿選挙区	四〇、五〇五	富谷・黒川選挙区	二五、五〇三
塩釜選挙区	一四、九七七	柴田選挙区	二二、四七四
気仙沼・本吉選挙区	二〇、三八〇	亘理選挙区	一一、八五二
白石・刈田選挙区	一一、六五六	宮城選挙区	一三、七五六
名取選挙区	二一、七七八	加美選挙区	七、九八九
角田・伊具選挙区	一一、三〇九	遠田選挙区	一一、〇一五
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、四五四		

○宮選管告示第二十二号

令和六年三月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三三八、三二六

○宮選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
令和六年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会衆議院宮城県第3選挙区支部	水戸 由美	水戸 由美	柴田郡柴田町大字下名生字大畑前五六	衆議院議員	〇	令和六年二月七日
日本維新の会衆議院宮城県第4選挙区支部	佐藤 雄一	佐藤 秀子	石巻市広測字町四六	衆議院議員	〇	令和六年一月四日
日本維新の会衆議院宮城県第5選挙区支部	恒春 愛甲	香純	気仙沼市本郷一〇一―一三	衆議院議員	〇	令和六年二月十六日
立憲民主党宮城県第3区総支部	柳沢 剛	布田 恵美	名取市植松四一―四一―一二	衆議院議員	〇	令和六年二月六日
(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）						
国会議員関係政治団体以外の政治団体	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日		
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日		
大本治久後援会	佐藤 賢一	佐藤 賢一	柴田郡川崎町大字本砂金字道畑八四―一―	令和六年一月十六日		
齋藤英之助後援会	齋藤 富春	齋藤 秀俊	刈田郡蔵王町大字塩沢字天王七一―一―	令和六年二月十四日		
大和チャレンジ	森 秀樹	佐藤由香里	黒川郡大和町宮床字長倉一九	令和六年二月七日		
本田昭彦後援会	松川 利充	千葉 純一	黒川郡大和町吉岡字館下七四	令和六年二月五日		
みやざわ光安後援会	千葉 光男	宮澤 光子	黒川郡大和町鶴巣山田字漆甫二九	令和六年二月十四日		

○宮選管告示第二十四号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新 旧	異動年月日	
自由民主党田尻支部	富田 文志	会計責任者の氏名	相澤 優一	菅原 勝弥	令和五年三月二十六日
自由民主党大衡村支部	堀籠 友也	会計責任者の氏名	奥山 綾	小川ひろみ	令和五年三月三十日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新 旧	異動年月日	
阿部久一後援会	佐藤 広宇	代表者の氏名	佐藤 広宇	阿部 庄吾	令和六年一月十日
阿部まさゆき後援会	阿部 正幸	主たる事務所の所在地	多賀城市町前二丁目一〇	多賀城市東田中二丁目三	令和五年十一月二十四日
猪又隆広後援会	猪又 隆広	主たる事務所の所在地	仙台市若林区河原町一丁目三	仙台市若林区河原町一丁目五	令和五年十月一日
小川ひろみ後援会	小川ひろみ	会計責任者の氏名	奥山 綾	奥山 信一	令和六年二月十七日
小川むねひさ寿励会	富永亀久男	代表者の氏名	富永亀久男	菅野 健郎	令和六年一月二十四日
小山和廣後援会	千葉 安彦	会計責任者の氏名	小山 嘉子	佐藤 幾雄	令和五年四月一日
佐々木久夫後援会	佐藤 慶一	代表者の氏名	佐藤 慶一	平 喜朗	令和六年二月十日
春信の会	境 恒春	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体の第一号に属する国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体の第一号に属する国会議員関係政治団体	令和六年二月七日

公職の種類（第一号）
衆議院議員

白石から政治と平和を考える会
代表者 平塚 諒
令和六年二月二十六日

柄目孝治後援会
代表者の氏名 柄目 孝治
会計責任者の氏名 柄目千恵子
令和五年十二月三十日

PATOAの会
代表者の氏名 斎藤 悠也
令和六年二月一日

丸山かつとし後援会
代表者の氏名 小笠原紘一
会計責任者の氏名 丸山皇次郎
令和六年一月十五日

宮城県隊友政治連盟
代表者の氏名 高橋 裕
令和五年三月二十五日

村井嘉浩知事を支援する大和の会
代表者の氏名 松浦 隆夫
主たる事務所の所在地 黒川郡大和町吉岡字館下二八
令和六年一月二十二日

柚木たかみつ後援会
代表者の氏名 柚木 貴光
主たる事務所の所在地 宮城県利府町青葉台一丁目二五
令和五年十二月一日

○宮選管告示第二十五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
太田初美後援会	小山 一男	令和六年二月一日
大友みつお後援会	大友のり子	令和五年十二月一日
小山和廣後援会	千葉 安彦	令和五年十二月三十一日
神崎安弘後援会	大宮 一	令和五年十二月三十一日
齋藤英之助後援会	齋藤 義範	令和五年十二月二十日
佐藤のりひろ後援会	雫石 巖	令和六年二月一日
しぶや秀夫後援会	蓬田 豊治	令和五年十二月三十一日
畠山かずよし後援会	小松 紀昭	令和五年十二月三十一日
平間知一後援会	佐藤 順一	令和五年八月五日
宮本昭雄後援会	大河内裕治	令和五年十二月三十一日
八木吉夫後援会	八木 吉夫	令和五年十二月三十一日

リアス・未来の会

島山 和純 令和五年十二月三十一日

○宮選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

齋藤英之後援会

報告年月日 6. 2. 14（5. 12. 20解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和元年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

齋藤英之後援会

報告年月日 6. 2. 14（5. 12. 20解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

齋藤英之後援会

報告年月日 6. 2. 14（5. 12. 20解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

齋藤英之後援会

報告年月日 6. 2. 14（5. 12. 20解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

小山和廣後援会
 報告年月日 6. 2. 8 (5. 12. 31解散)
 1 収入総額 671
 前年繰越額 671
 2 支出総額 0

齋藤英之後援会
 報告年月日 6. 2. 14 (5. 12. 20解散)
 1 収入総額 0
 2 支出総額 0

佐藤のりひろ後援会
 報告年月日 6. 2. 19 (6. 2. 1解散)
 1 収入総額 0
 2 支出総額 0

○宮城県選挙区第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その額を次のとおり公表する。

令和六年三月十二日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

大田初美後援会
 報告年月日 6. 2. 2 (6. 2. 1解散)
 1 収入総額 0
 2 支出総額 0

大友みつお後援会
 報告年月日 6. 2. 20 (5. 12. 1解散)
 1 収入総額 0
 2 支出総額 0

小山和廣後援会

報告年月日 6. 2. 8 (5. 12. 31解散)

1 収入総額 671
 前年繰越額 671
 2 支出総額 0
 神崎安弘後援会

報告年月日 6. 1. 24 (5. 12. 31解散)
 1 収入総額 0
 2 支出総額 0

齋藤英之後援会
 報告年月日 6. 2. 14 (5. 12. 20解散)
 1 収入総額 0
 2 支出総額 0

佐藤のりひろ後援会
 報告年月日 6. 2. 19 (6. 2. 1解散)
 1 収入総額 0
 2 支出総額 0

しづや秀夫後援会
 報告年月日 6. 1. 11 (5. 12. 31解散)
 1 収入総額 11,000
 前年繰越額 11,000
 2 支出総額 0

報告年月日 6. 1. 31 (5. 12. 31解散)
 1 収入総額 8,275
 前年繰越額 8,275
 2 支出総額 8,275
 3 支出の内訳
 政治活動費 8,275
 寄附・交付金 8,275

畠山かずよし後援会
 報告年月日 6. 1. 31 (5. 12. 31解散)
 1 収入総額 8,275
 前年繰越額 8,275
 2 支出総額 8,275
 3 支出の内訳
 政治活動費 8,275
 寄附・交付金 8,275

報告年月日 6. 2. 7 (5. 8. 5解散)
 平間知一後援会
 報告年月日 6. 2. 7 (5. 8. 5解散)

報告年月日 6. 2. 7 (5. 8. 5解散)

報告年月日 6. 2. 7 (5. 8. 5解散)

1 収入総額	0	組織活動費	172,965
2 支出総額	0	機関紙誌の発行その他の事業費	57,4015
宮本昭雄後援会		宣伝事業費	457,725
報告年月日 6. 2. 27 (5. 12. 31解散)		その他の事業費	116,290
1 収入総額	0	寄付・交付金	2,895,755
2 支出総額	0	その他の経費	729,315
八木吉夫後援会		5 寄附の内訳	
報告年月日 6. 2. 6 (5. 12. 31解散)		〔個人分〕	
1 収入総額	0	猪苗代 盛昭	100,000 気仙沼市
2 支出総額	0	高野 剛	100,000 本吉郡南三陸町
リマス・未来の会		小野 拓	200,000 気仙沼市
報告年月日 6. 2. 2 (5. 12. 31解散)		藤森 仁志	1,000,000 神奈川県横浜市中区
1 収入総額	7,718,105	高橋 幸志	300,000 気仙沼市
前年繰越額	234,075	徳本 正輝	300,000 気仙沼市
本年収入額	7,484,030	小野寺 正志	200,000 気仙沼市
2 支出総額	7,718,105	勝倉 宏明	200,000 気仙沼市
3 本年収入の内訳		年間五万円以下のもの	200,000
寄附	3,218,275	〔政治団体分〕	
個人分	2,600,000	自由民主党宮城県生コンクリート支部	100,000 仙台市青葉区
政治団体分	618,275	宮城県歯科医師連盟	200,000 仙台市青葉区
借入金	2,970,000	自由民主党宮城県支部連合会	300,000 仙台市青葉区
島山 和純	2,970,000	年間五万円以下のもの	18,275
その他の収入	1,295,755	6 資産等の内訳	
金銭以外のものによる寄附相当分	1,295,755	〔借入金〕	
4 支出の内訳		島山 和純	7,892,865
経常経費	3,346,055	○宮城県知事選挙区第三十二区	
人件費	30,000	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定によ	
光熱水費	249,030	り、政治団体から令和六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ	
備品・消耗品費	1,005,854	の要旨を次のとおり公表する。	
事務所費	2,061,171	令和六年三月十二日	
政治活動費	4,372,050	宮城県選挙管理委員会	

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

大田初美後援会

報告年月日 6. 2. 2 (6. 2. 1解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐藤のりひろ後援会

報告年月日 6. 2. 19 (6. 2. 1解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金

管理団体の届出があった。

令和六年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

境 恒春 衆議院議員

春信の会

気仙沼市福美町二一三三

令和六年二月七日

○宮選管告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり

資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和六年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

猪又 隆広

猪又隆広後援会

主たる事務

仙台市若林区河原

仙台市若林区河原

令和五年

所の所在地 町一―一三〇 町一―二一五二 十月一日

○宮選管告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

令和六年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

取消年月日

境 恒春

春信の会

リアス・未来の会

令和五年十一月十二日

畠山 和純

令和五年十二月三十一日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第2号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月12日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第3条関係） 駐在所の名称及び位置				別表第2（第3条関係） 駐在所の名称及び位置			
警察署名	名称	位置		警察署名	名称	位置	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
		黒川郡大郷町味明字樋場上69番地の1					
大和警察署							

大松沢駐在所	黒川郡大郷町大松沢字堤下43番地
	(略)
(略)	
(略)	
遠田郡美里二郷駐在所	遠田郡美里町二郷字慶平35番地6
遠田警察署	遠田郡美里町大柳字梅ノ木5番地7
(略)	

別表第3 (略)
 別表第4 (第4条関係)
 仙台中央警察署～岩沼警察署 (略)
 大和警察署

名称	受持区域
	(略)
大郷駐在所	黒川郡大郷町のうち 鴫崎、柏川(長崎、沢田、山中、丸山及び海老沢)、土橋、中村、東成田
田布施駐在所	黒川郡大郷町のうち 川内、不來内、幡谷、羽生、味明、山崎
大松沢駐在所	黒川郡大郷町のうち 石原、大松沢、柏川(長崎、沢田、山中、丸山及び海老沢を除く。)

石巻警察署～古川警察署 (略)
 遠田警察署

名称	受持区域
----	------

(略)	
(略)	
(略)	
遠田郡美里南郷駐在所	遠田郡美里町木間塚字中央1番地
遠田警察署	
(略)	

別表第3 (略)
 別表第4 (第4条関係)
 仙台中央警察署～岩沼警察署 (略)
 大和警察署

名称	受持区域
	(略)
大郷駐在所	黒川郡大郷町

石巻警察署～古川警察署 (略)
 遠田警察署

名称	受持区域
----	------

(略)		(略)	
遠田郡美里町のうち 中峠駐在所	遠田郡美里町のうち 菟埜、中高峰、中峠、成田、平針、南高峰、南牧ノ目	遠田郡美里町のうち 中峠駐在所	遠田郡美里町のうち 菟埜、中高峰、中峠、成田、平針、南高峰
(略)		(略)	
二郷駐在所	遠田郡美里町のうち 木間塚(十王山、砂押、寺前、原田及び古館を除く。)、二郷	南郷駐在所	遠田郡美里町のうち 大柳、木間塚、名鱧、二郷、練牛、福ヶ袋、和多田沼
大柳駐在所	遠田郡美里町のうち 大柳、木間塚(十王山、砂押、寺前、原田及び古館)、名鱧、練牛、福ヶ袋、和多田沼		

若柳警察署～亘理警察署 (略)

若柳警察署～亘理警察署 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中別表第2 遠田警察署の項の改正規定及び別表第4 遠田警察署の表の改正規定は公布の日から、別表第2 大和警察署の項の改正規定及び別表第4 大和警察署の表の改正規定は令和6年4月1日から施行する。